

# 目 次

はしがき  
凡 例

## 序 章 「全部義務者」の破産と主債権者の権利行使 1

---

- 一 多数当事者の債務関係 1
- 二 多数当事者の債務関係と破産手続上の考慮事項 2
- 三 現行破産法における「全部義務者の破産」に関する規律 3
- 四 「多数当事者の債務関係」の破産手続上の取扱い 5

## 第1章 主債権者の権利行使の諸相 9

---

### 第1節 旧法下における破産宣告後の一部弁済と 主債権者の権利行使 ..... 9

- 一 問題の所在 9
- 二 旧法下判例 10
- 三 旧破産法における議論——旧法24条と26条2項の関係について 15
- 四 旧法下の議論に対する若干の考察 17

### 第2節 破産宣告後に物上保証人等から一部弁済を受けた 破産債権者の権利行使の範囲 ..... 19

- 一 序 論 19
- 二 従来の学説・判例 22
- 三 新たな試み 27
- 四 旧法24条と旧法26条2項の制度趣旨 28
- 五 検 討 32

第3節	主たる債務者による一部弁済と開始時現存額主義	38
一	はじめに	38
二	開始時現存額主義	40
三	破産法105条の趣旨	44
四	検討	46
五	おわりに	52
第4節	複数口の債権と開始時現存額主義	55
	——最小平平成22年3月16日を契機として	
一	複数口の債権と開始時現存額主義——本節の目的	55
二	事案の概要と判決の整理	57
三	学説の議論の整理	71
四	若干の考察	73
第5節	開始時現存額主義に関する一試論	78
	——イギリス法を参考にして	
一	問題の所在	78
二	イギリスにおける保証関係の破産手続上の取扱い	81
三	わが国への示唆として	84
四	試論	87
五	今後の議論	94
第2章	イギリス倒産法の手続的側面	101
第1節	倒産専門家制度について	101
	——イギリスにおける倒産実務家制度を参考にして	
一	はじめに	101
二	わが国における倒産事件処理と弁護士の関与	103
三	イギリスにおける倒産実務家制度	110
四	おわりに——わが国への示唆	115

第2節	倒産債権の調査・確定段階における実質的考慮の可能性	122
	——イギリス法を参考にして	
一	本節の目的	122
二	イギリスにおける倒産法制	125
三	イギリス法における破産債権の調査・確定	126
四	わが国への示唆として	132

### 第3章 求償権者の権利行使 139

---

第1節	無委託保証契約と事後求償権の破産債権性	139
一	問題の所在	139
二	最二小判平成24年5月28日	139
三	考察	148
第2節	破産手続における求償権者の取扱い	151
一	本節の目的	151
二	平成29年決定について	155
三	全部義務関係の対象と実体法の理解	162
四	破産法における事後求償権の取扱い	169
五	考察	174
第3節	イギリスにおける保証関係の倒産手続上の取扱い	192
一	本節の目的	192
二	イギリスにおける保証関係の倒産手続上の取扱い	195
三	比較法的視点からの考察	212

### 第4章 破産手続における多数当事者の債務関係の取扱い 221

---

第1節	問題の確認	221
一	従来の判例・学説の考察	221
二	イギリス法から得られた示唆	226

三	前提としての実体法の考察	228
第2節	破産手続における多数当事者の債務関係の 取扱いに関する試論	229
一	手続的規律と実体的規律の分化	229
二	手続的規律としての債権調査確定手続	230
三	実体的規律としての主債権者の権利行使の基準	235
四	実体的規律としての求償権者の権利行使の基準	238
終章	「多数当事者の債務関係と破産」に関する規律	247
一	多数当事者の債務関係の実体的規律	247
二	多数当事者の債務関係の手続的規律	254
三	おわりに	257
	初出一覧	
	参考文献	